

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検

1 第三者点検を行う特定個人情報保護評価書

前橋市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が実施する第三者点検における対象の特定個人情報保護評価書（以下「本件評価書」という。）は以下のとおりである。

＜対象の特定個人情報保護評価書＞

- ・ 予防接種に関する事務 全項目評価書（案）
- ・ 地方税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書（案）
- ・ 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（案）

2 特定個人情報評価書に係る第三者点検の内容

審査会では、特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行う。

（1）本件評価書の事務の概要

ア 予防接種に関する事務

事務の内容	予防接種法の規定に従い、予防接種に関する事務で取り扱う。
特定個人情報ファイルの名称	予防接種ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理・接種勧奨を行うため。 健康被害が発生した場合に、給付の支給の請求や権利に係る事実についての審査又はその請求等に応答するため。

イ 地方税の賦課徴収等に関する事務

事務の内容	地方税の規定に従い、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務で取り扱う。
特定個人情報ファイルの名称	個人市民税ファイル、固定資産税及び都市計画税ファイル、軽自動車税ファイル、事業所税ファイル、国民健康保険税ファイル、収納・滞納管理ファイル、電子申告ファイル、国税連携ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	公平公正な賦課決定を行うにあたって、課税対象者等の所得情報、各種控除に係る情報及び資格情報等を正確に把握する必要がある。 収納情報の管理及び滞納情報の管理を行うにあたって、各個人の

	収納状況、滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握する必要がある。
--	-------------------------------------

ウ 住民基本台帳に関する事務

事務の内容	住民基本台帳法の規定に従い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎に関する事務で取り扱う。
特定個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	番号法により、個人番号が住民基本台帳の記載事項であるため。転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため。個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされているため。

(2) 適合性について

以下のとおり、指針に定められた実施手続等に適合しているかを審査する。

ア しきい値判断について

本件評価書の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が、いずれも30万人以上であるため、全項目評価が必須となる。

イ 実施主体について

本件評価書の事務の実施主体である前橋市長が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容は全て公表することとしている。

エ 実施時期について

(7) 予防接種に関する事務

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前又は変更を加える前に評価を実施することを原則としている。

一方で、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事務において、本市の特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が30万人以上となることが見込まれたため、しきい値判断の結果、既存の予防接種に関する事務において全項目評価が義務付けられた。

しかしながら、この新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務は、国主導で新たにシステムを構築し、システム構築後は、地方公共団体は可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種の事務の遂行を図ることが期待されていたことから、実施機関（事務を掌る地方自治体の長等）が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されたため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象のなり得るものと考えられることが国から示された。

さらに、令和4年6月から新たに情報提供ネットワークシステムを介して情報連携が開始されることから、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版に係る変更申請時期である令和3年11月下旬時点で、再実施等及び公表が完了していることが望ましいとの国の通知を受けたことにより、既存の予防接種に関する事務に対して再実施を行うものである。

(イ) 地方税の賦課徴収等に関する事務

特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施するよう努めることとされている。

一方で、当該事務に関する評価書の直近の公表日は平成27年12月22日であり、既に5年を経過しているため、速やかに再実施を行うものである。

(ロ) 住民基本台帳に関する事務

前回公表日が平成30年8月8日であり、5年を経過していないものの、他の全項目評価書と実施日を合わせるために、再実施を行うもの。

オ 市民等からの意見聴取について

令和3年10月5日から令和3年11月4日までの間、市民等からの意見聴取を実施した結果、本件評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

各事務の実態に基づき、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を記載している。その主な内容は、以下のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

届出や申請等の窓口において、本人確認資料として個人番号カード等の提示を求めるとともに、届出や申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。

イ 特定個人情報の使用について

個人番号利用業務以外の部門におけるシステムの照会では、個人番号が参照できないような仕組みを構築している。

個人番号が照会できる住民基本台帳システムや団体内統合宛名システムに対して、不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

委託業者へのアクセス権限の付与については、委託する業務の遂行に必要な最小限の範囲とし、アクセス権限を有する者をID/パスワードで管理しているため、毎年度事業者から名簿を提出させている。

また、原則として再委託は行わないが、受託業務遂行体制報告書により前橋市が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付けている。

エ 特定個人情報の提供・移転について

団体内統合宛名システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかが全て記録される仕組みとなっている。また、団体内統合宛名システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報ファイルを管理しているサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。

特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。